



— テレワークをきっかけに県外から日立市に移住する方への新制度 —

ひたちテレワーク移住促進助成金を利用して、日立市に定住しましょう

ひたちテレワーク移住促進助成金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、インターネットなどを利用して、本来勤務する場所から離れて仕事をする「テレワーク」が浸透し、地方移住に対する人々の関心が高まっています。

そこで、テレワークをきっかけに県外企業を勤務場所にしたまま日立市に移住した方などが、市内に住宅を取得、賃借した場合、または、市内の実家にUターンした場合で、要件を満たす方に費用の一部を助成します。

対象

- 10月1日以降に日立市に転入した39歳以下の方で、県外の企業を勤務場所としながら市内でテレワークを行うかた
- 10月1日以降に日立市に転入した39歳以下のフリーランスの方で、県外の企業などから継続して受注しながら市内でテレワークを行うかた

助成内容 右表のとおり

申し込み 事前に地域創生推進課に相談してから申請してください。

申請受付期間 来年 **3月15日**(月)まで

問合せ 地域創生推進課 内線 448

助成内容	助成額	主な要件
住宅を取得した場合	最大 151万5千円	10月1日以降に市内で住宅取得等(*1)を行うこと
住宅を賃借した場合	最大 101万5千円	10月1日以降に賃貸住宅の契約を締結すること
実家にUターンした場合	最大 40万円	-

*1：新築、購入、増築、改築（建て替え）対象。相続や贈与による取得や内外装のリフォームは対象外。

移住コンシェルジュ（会計年度任用職員）募集

市では、市内に移住を検討している方への相談・助言などを行う移住コンシェルジュを募集しています。

- 任用期間** 11月1日～来年3月31日
- 募集人数** 1人
- 勤務場所** 日立市役所 地域創生推進課
- 応募要件** 20～39歳で、健康な方
- 勤務時間** 月～金曜日のうち週3日（勤務日は応相談）
午前9時～午後3時までの間の5時間勤務
- 報酬など** 時給987円 社会保険適用なし
- 申し込み** 10月16日(金)までに地域創生推進課 内線448へ

— ご活用ください —

住宅取得・空き家利活用に関する助成金

市では、子育て世帯・若年夫婦世帯の住宅取得等や、空き家のリフォーム・解体に関する助成を行っています。

住宅取得・賃借に関する助成（子育て世帯など）

助成名称	助成額	主な要件
ひたち子育て応援マイホーム取得助成	最大 51万5千円	平成31年4月1日以降に市内で住宅取得等(*1)を行うこと
山側住宅団地(*2)住み替え促進マイホーム取得助成	最大 101万5千円	平成31年4月1日以降に山側住宅団地で住宅取得等を行うこと
山側住宅団地住み替え促進家賃助成	最大 34万円	平成31年4月1日以降に山側住宅団地で戸建住宅を賃借すること

- *1：新築、購入、増築、改築（建て替え）対象。相続や贈与による取得や内外装のリフォームは対象外。
- *2：高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道ヶ丘、みかの原

空き家のリフォーム・解体に関する助成（個人）

助成名称	助成額	主な要件
空き家(*1)利活用リフォーム助成	最大 30万円	平成31年4月1日以降に新耐震基準(昭和56年6月1日以後の建築確認)の空き家をリフォームして売却・賃貸すること
空き家解体助成	最大 30万円	平成31年4月1日以降に旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認)の空き家を解体して、跡地を売却・賃貸すること

*1：1年以上居住の用に供されていないまたは所有者などが亡くなった後、居住の用に供されていない延床面積50㎡以上の住宅のこと

申し込み期限 来年 **3月15日**(月)まで

申し込み方法や、制度の詳細については、市のホームページをご覧ください。

問合せ 都市政策課住政策推進室 内線 436